

# 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく太田市地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉に関する団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (部会)

第7条 委員会に次の部会を置き、委員会の委員をもって構成することができる。

- (1) 福祉サービス利用促進検討部会

(2) 社会福祉事業発達検討部会

(3) 地域福祉活動促進検討部会

- 2 部会に属すべき委員は、行政職員を除き、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を1名置き、部会長は部会に属する委員の互選により定め、副部会長は部会長の指名による。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。部会長不在の場合は副部会長が代理する。

(地域福祉計画検討チーム)

第8条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

- 2 検討チームのメンバー（以下「チームメンバー」という。）は、市職員及び市社会福祉協議会の職員をもって組織する。
- 3 検討チームのチームリーダーは福祉こども部副部長とし、サブリーダーは社会福祉協議会常務理事とする。
- 4 チームメンバー（チームリーダー、サブリーダーを除く。）は、前条に定める部会に属するものとし、所属部会はチームリーダーが指名する。
- 5 チームメンバーは、チームリーダーの指示により所属する部会の事務処理、情報提供等を職務とする。
- 6 検討チームは、チームリーダーが招集し、チームリーダーがその議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は福祉こども部及び社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(召集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。